

# 生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間		
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	月20万円以内 (単身)月15万円以内 (貸付期間)原則3月以内 ※最長12月まで延長可	6月以内	10年以内 (借受人の年齢が65歳に達するまで)		
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内				
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	6月以内	20年以内		
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内		8年以内		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内		
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		10年以内		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内				
		負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内 ※			5年以内	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	50万円以内		3年以内		
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費				150万円以内	7年以内
		冠婚葬祭に必要な経費				50万円以内	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費						
就職、技能習得等の支度に必要な経費							
その他日常生活上一時的に必要な経費							
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	2月以内	12月以内			
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内	卒業後 6月以内	修学期間の3倍程度		
			(高専)月6.0万円以内				
(短大)月6.0万円以内							
(大学)月6.5万円以内							
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の7割程度 (月30万円以内)	契約の終了後 3月以内	据置期間 終了後		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割) 貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)				

※療養期間が1年を超え1年6カ月以内の場合、または介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6カ月以内の場合は、貸付限度額は230万円以内。

※不動産担保型生活資金の貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金貸付限度額に達するまでの期間。

※総合支援資金、緊急小口資金を利用する場合は、原則として「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関による支援を受けていただきます。